

簡易型総合評価方式評価項目一覧【土木一式工事】

工事名：市道鞆方立神線 道路整備工事

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点	小項目配点	大項目配点	様式	備考		
企業要件	工事実績	志摩市内での「道路改良工事」の元請もしくはJV構成員(構成率20%以上に限る)としての実績	志摩市発注	20	20	75	様式-4	過去10年間に竣工した志摩市内での契約金額が2千5百万円以上の「道路改良工事」の元請もしくはJV構成員(構成率20%以上に限る)としての実績を発注機関により評価します。 ※「道路改良工事」とは、志摩市、三重県、国の機関、その他政令で定める法人(公社、公団、事業団等)及び公益民間企業が発注する道路改良(改築)工事をさします。 ※工事の業種が「土木一式工事」として発注されている工事に限ります。 ※志摩市とは、合併前の浜島町、大王町、志摩町、阿児町及び磯部町を含みます。 ※契約書(変更契約書含む)及びコリンズ竣工時工事カルテ(若しくは完成認定書)、仕様書など工事内容や発注者が確認できる資料(写し)を提出してください。 ※記載する工事実績は1件とします。		
			国の機関又は三重県発注	15						
			公益民間企業発注	10						
		工事実績無し	上記以外又は実績無	0						
	工事成績	志摩市建設工事成績評定要領に基づく工事成績	75点以上	5	5		様式-3		平成21年10月1日から平成23年5月31日までの間に実施された志摩市発注の土木一式工事で、志摩市建設工事成績評定要領に基づき採点された工事(直近のもの)を対象とします。(試行実施期間中に採点されたものは除きます。) ※確認資料として、該当工事の工事成績認定書(写し)を提出してください。 ※この期間の工事成績がない場合は、65点未満として評価します。	
			65点以上75点未満	3						
			65点未満	0						
	手持ち工事量	契約中の公共工事と1級技術者の数の比率	0	10	10		様式-3		申請時点において、受注しているコリンズ登録された契約額2千5百万円以上の当該部門(土木一式工事)公共工事件数と当該部門(土木一式工事)に係る1級技術者数の比率「J」 J=(当該部門契約金額2千5百万円以上の公共工事件数)÷(当該部門の1級技術者数) ※小数第3位以下切上げ ※当該部門の1級技術者数は、平成23年度 志摩市建設工事発注標準に基づく格付け通知に記載された技術者の人数とします。	
			0<J≤0.3	7						
			0.3<J≤0.5	5						
			0.5<J≤0.8	2						
			0.8<J	0						
	安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	有	5	5		様式-3		労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む)に沿った取り組みの有無を評価します。(確認は、評価機関による評価証、適合証明書等の写しの提出により行います。) ※当該工事の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)	
			無	0						
	地域・社会貢献度	小規模修繕工事契約実績	有	5	5		様式-3		平成17～23年度における志摩市発注の小規模修繕工事契約実績の有無を評価します。(確認は契約書の写しの提出により行います。) 次世代育成支援活動実績は、育児休業制度が就業規則に規定されているものとします。(確認は就業規則の写しの提出により行います。) 「三重県知事表彰受賞企業」とは、「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事表彰を受賞している企業をいいます。(確認は、表彰状の写しの提出により行います。) 「認証企業」とは、「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事認証を受けている企業をいいます。(確認は、認証書の写しの提出により行います。) ※「三重県知事表彰受賞企業」と「認証企業」の重複評価は行いません。 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。(確認は、法律により雇用の義務づけられている企業の場合、法定雇用が達成されていることが確認できる書類(職業安定所へ提出する最新の障害者雇用状況報告書等)の写しにより行います。それ以外の企業の場合、雇用している障がい者の障害者手帳の写しや手帳番号等とその者の常時雇用(3か月以上)のわかる書類(保険証の写し等)により確認します。) 「災害協定の実績」とは、「志摩市との防災協定」を締結している場合を指します。なお、「災害協定の実績」は、前年度と、当該年度については技術資料の申請日までの防災協定締結を対象とします。(協定書等の内容及び登録企業の確認は、協定書等の写しの提出により行います。なお、協定を社団法人等の団体が締結している場合は、団体の長が発行した、申請者が一定の役割を負っていることを証する証明書の写しも併せて提出してください。) ※「災害協定の実績」については、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されているものを対象とします。	
			無	0						
		次世代育成支援活動実績	有	5	5					
			無	0						
		男女共同参画活動実績	男女共同参画活動実績	三重県知事表彰受賞企業	5					5
				認証企業	3					
無				0						
障がい者雇用実績		障がい者雇用実績	有	5	5					
			無	0						
災害協定の評価		災害協定の評価	災害協定の実績	5	5					
	上記以外		0							
	無		0							
ISO認証取得等	ISO9000S ISO14001 M-EMS	ISO両方又はISO9000SとM-EMSステップ2両方	10	10	様式-3	ISO、M-EMS認証取得の有無により評価します。(確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。) ※認証されている事業活動が本工事内容に一致していること。 ※事業活動の範囲がわかる付属書等の写しも提出してください。 ※ISO14001とM-EMSの重複評価は行いません。 ※ISO9001s及びISO14001は、当該工事の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)				
		ISO9000SとM-EMSステップ1両方	8							
		ISO片方又はM-EMSステップ2のみ	5							
		M-EMSステップ1のみ	3							
		無	0							
技術者要件	配置予定技術者の工事実績	志摩市内での「道路改良工事」の元請もしくはJV構成員(構成率20%以上に限る)における主任(監理)技術者としての実績	志摩市発注	25	25	25	様式-5	過去10年間に竣工した志摩市内での契約金額が2千5百万円以上の「道路改良工事」の元請もしくはJV構成員(構成率20%以上に限る)の主任(監理)技術者としての従事実績を発注機関により評価します。 ※「道路改良工事」とは、志摩市、三重県、国の機関、その他政令で定める法人(公社、公団、事業団等)及び公益民間企業が発注する道路改良(改築)工事をさします。 ※工事の業種が「土木一式工事」として発注されている工事に限ります。 ※志摩市とは、合併前の浜島町、大王町、志摩町、阿児町及び磯部町を含みます。 ※契約書(変更契約書含む)及びコリンズ竣工時工事カルテ(若しくは完成認定書)、仕様書など工事内容や発注者が確認できる資料(写し)を提出してください。 ※記載する工事実績は1件とします。		
			国の機関又は三重県発注	15						
			公益民間企業発注	10						
		工事実績無し	上記以外又は実績無	0						
技術力要件	特記課題	安全対策等	卓越した工夫が見られる	60	60	100	様式-6	当工事は交通量が多く、視距の悪い現道までの施工である。 このことを踏まえて、施工時及び夜間等開放時における安全対策及び渋滞対策について、留意すべき課題とその対応策を具体的に記述してください。 ※様式-6の記述については、A-4版2ページ以内に納めてください。3ページ以上となった場合は、評価の対象としません。		
			十分な工夫が見られる	45						
			工夫が見られる	30						
			少し工夫が見られる	15						
			工夫が見られない	0						
	ヒアリング	業務への取組姿勢及び応答性	優れている	40	40		-	配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取組姿勢及び質疑の応答性について評価します。 配置予定技術者がヒアリングに出席出来ない場合は評価しません。		
			概ね優れている	30						
			良好である	20						
			概ね良好である	10						
			上記以外	0						
合計			200							

本件工事で技術提案の不履行があった場合

本件工事で技術提案の不履行があった場合、不履行の程度により志摩市の指名停止措置基準に照らし合わせ、ペナルティを決定するものとします。